

【手数料表】

■求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービスおよびこれに付随するサービス

1.職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。

なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の初年度理論年収の 100%または充足 1 件につき 2000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。）手数料の負担者は求人者とします。

■特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索およびこれに付随するサービス

1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 35%とします。

なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。（この場合でも、当該求職者の初年度理論年収の 100%または充足 1 件につき 2000 万円のうち、いずれか高い方を上限とします。）手数料の負担者は求人者とします。

※1.労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。

※2.上記手数料に消費税は含まれておりません。